平成２８年（フ）第８０号
大阪府枚方市茄子作東町44番９号
債務者　**中角**　亜矢
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４号
北海道根室市穂香112番地４
債務者　土田　弓枝（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月24日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第１０８号
東京都江戸川区平井７丁目３－２－1108
債務者　小野崎洋子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０９号
東京都豊島区長崎２丁目３－11－302
債務者　沖園　雄一
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１６号
東京都板橋区高島平７丁目40－13－206
債務者　中村　由夏
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３６号
東京都渋谷区笹塚２－44－３　ダイヤモンドダスト10　210号、住民票上の住所東京都足立区江北２丁目29－15
債務者　伊勢みはと
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３７号
東京都昭島市緑町３丁目24－９－303
債務者　伊藤みちる
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３８号
東京都港区白金台２丁目６－10－603
債務者　鈴木　純子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３９号
東京都墨田区京島３丁目45－３
債務者　藤崎　洋子（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４０号
東京都中野区江古田２丁目18－12
債務者　小崎　珠紀
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４１号
東京都調布市菊野台１丁目13－６　トービル柴崎２－402
債務者　金田　達也
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４３号
千葉県流山市南流山４丁目２－２－102　藤田方
債務者　柳谷　勇樹
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４７号
東京都足立区谷中２丁目19－８－202
債務者　佐藤　佳恵（旧姓浮階）
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４８号
東京都足立区栗原４丁目19－17－401
債務者　庄司　佳明
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５３号
東京都葛飾区亀有２丁目11－１－301
債務者　鈴木　紫蘭
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６８号
東京都福生市北田園２丁目１番地12ビューハイム北田園202号室
債務者　鈴木　理実（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部